

令和6事務年度における相続税の調査等の状況

令和7年12月
国 税 庁

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税の実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 相続税の海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 相続税の海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

IV 調査事例

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、相続税の実地調査を実施しました。

令和6事務年度においては、実地調査件数は9,512件（対前事務年度比111.2%）、追徴税額合計は824億円（対前事務年度比112.2%）と、いずれも増加しました。

○ 相続税の実地調査事績

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件	8,556	9,512	111.2
②	申告漏れ等の非違件数	件	7,200	7,826	108.7
③	非違割合 (②/①)	%	84.2	82.3	▲1.9
④	重加算税賦課件数	件	971	1,065	109.7
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	%	13.5	13.6	0.1
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	億円	2,745	2,942	107.2
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	億円	375	444	118.4
⑧	本税	億円	639	716	112.0
⑨	加算税	億円	96	109	113.2
⑩	合計	億円	735	824	112.2
⑪	1実件地当たり調査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	万円	3,208	3,093
⑫		追徴税額 (⑩/①)	万円	859	867
					100.9

(注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

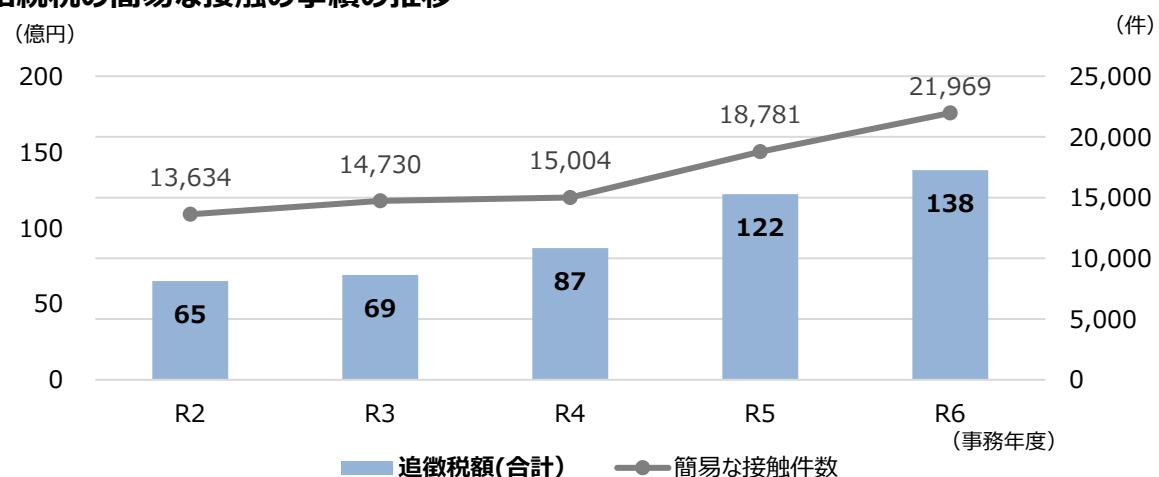
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和6事務年度においては、令和5事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は21,969件（対前事務年度比117.0%）、申告漏れ等の非違件数は5,796件（同114.1%）、申告漏れ課税価格は1,123億円（同117.8%）、追徴税額合計は138億円（同113.0%）と増加し、いずれも簡易な接触の事績の公表を始めた平成28事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	簡易な接触件数	件	18,781	21,969	117.0
②	申告漏れ等の非違件数	件	5,079	5,796	114.1
③	申告漏れ課税価格	億円	954	1,123	117.8
④	追徴税額	本税	億円	133	113.8
⑤		加算税	億円	6	96.4
⑥		合計	億円	138	113.0
⑦	1簡件易当なた接り触	申告漏れ課税価格 (③／①)	万円	508	511
⑧		追徴税額 (⑥／①)	万円	65	63

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



II 調査に係る主な取組

1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

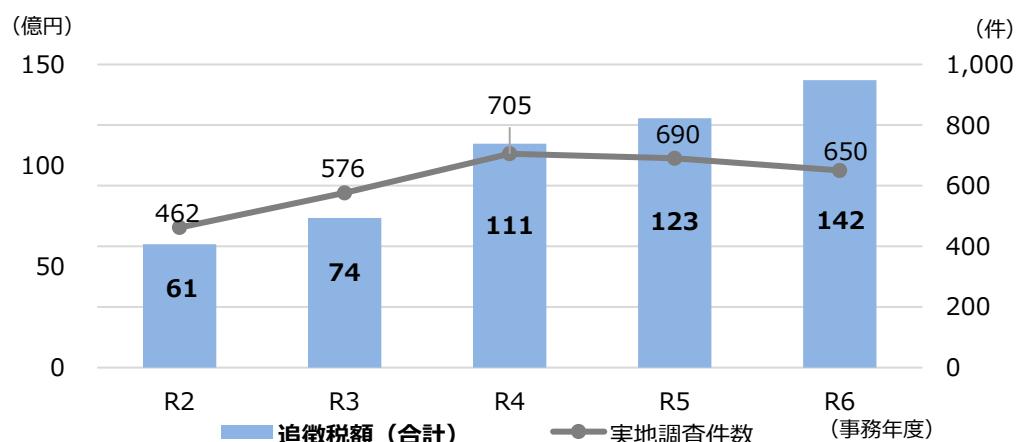
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和6事務年度においては、追徴税額は142億円（対前事務年度比115.3%）と増加し、公表を始めた平成21事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件	690	650	94.2
②	申告漏れの非違件数	件	613	562	91.7
③	非違割合 (②／①)	%	88.8	86.5	▲2.4
④	申告漏れ課税価格	億円	752	749	99.5
⑤	追徴税額	本税	億円	117	114.8
⑥		加算税	億円	25	117.4
⑦		合計	億円	142	115.3
⑧	1 実 件 地 当 た 調 り 査	申告漏れ課税価格 (④／①)	万円	11,517	105.7
⑨		追徴税額 (⑦／①)	万円	2,187	122.4

○ 相続税の無申告事案に対する調査事績の推移



2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、C R S情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）をはじめとした租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和6事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は209件（対前事務年度比124.4%）、海外資産に係る申告漏れ課税価格は97億円（同155.5%）と増加しました。

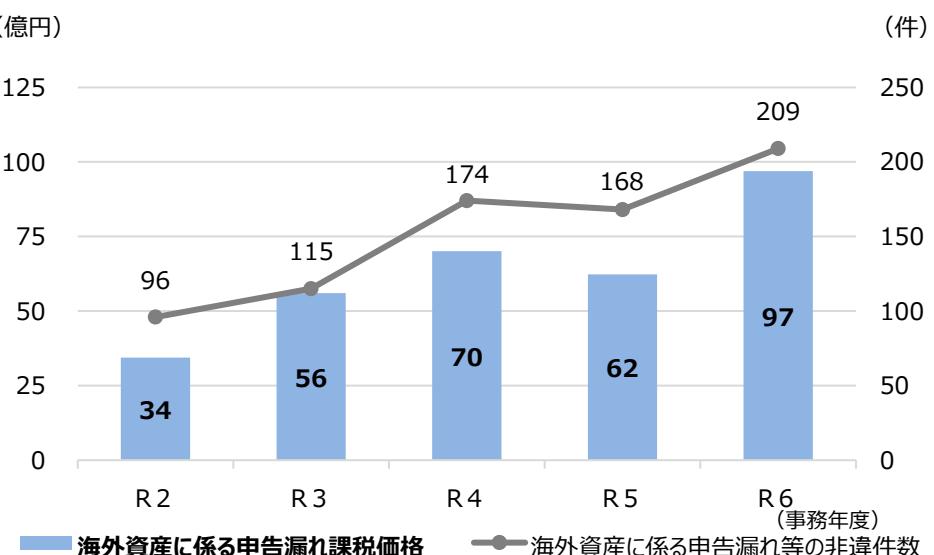
○ 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
① 海外資産関連事案に対する実地調査件数		947 件	1,359 件	143.5 %
② 海外資産に係る申告漏れ等の非違件数	770 件	1,052 件	136.6 %	168 件 209 件 124.4 %
③ 海外資産に係る重加算税賦課件数	68 件	108 件	158.8 %	6 件 14 件 233.3 %
④ 海外資産に係る申告漏れ課税価格	408 億円	514 億円	126.1 %	62 億円 97 億円 155.5 %
⑤ ④のうち重加算税賦課対象	24 億円	55 億円	229.2 %	4 億円 6 億円 159.9 %
⑥ 非違1件当たりの海外資産に係る申告漏れ課税価格(④/②)	5,299 万円	4,889 万円	92.3 %	3,708 万円 4,636 万円 125.0 %

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうちに海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 相続税の海外資産関連事案に対する調査事績の推移



3 贈与税の実地調査の状況

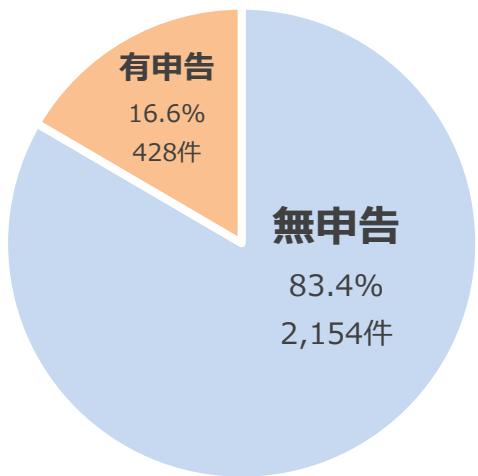
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和6事務年度においては、実地調査件数は2,778件（対前事務年度比97.6%）と減少し、追徴税額は123億円（同114.0%）と増加しました。

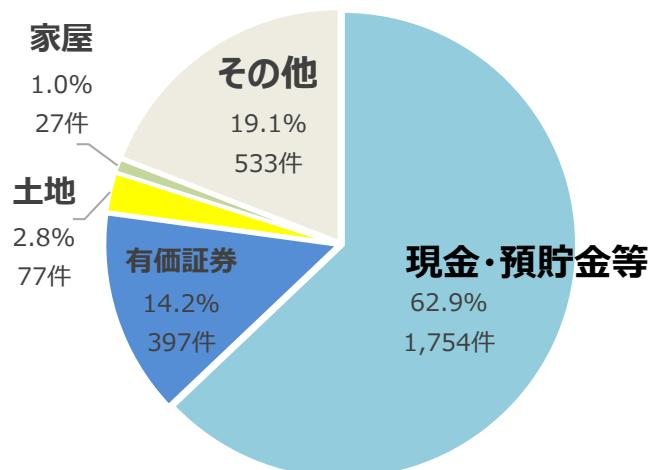
○ 贈与税事案の実地調査の状況

項目		令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 2,847	件 2,778	% 97.6
②	申告漏れ等の非違件数	件 2,630	件 2,582	% 98.2
③	申告漏れ課税価格	億円 264	億円 275	% 104.4
④	追徴税額	億円 108	億円 123	% 114.0
⑤	1実件地当たり	申告漏れ課税価格 (③／①)	万円 926	万円 991
⑥	調査	追徴税額 (④／①)	万円 380	万円 443

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



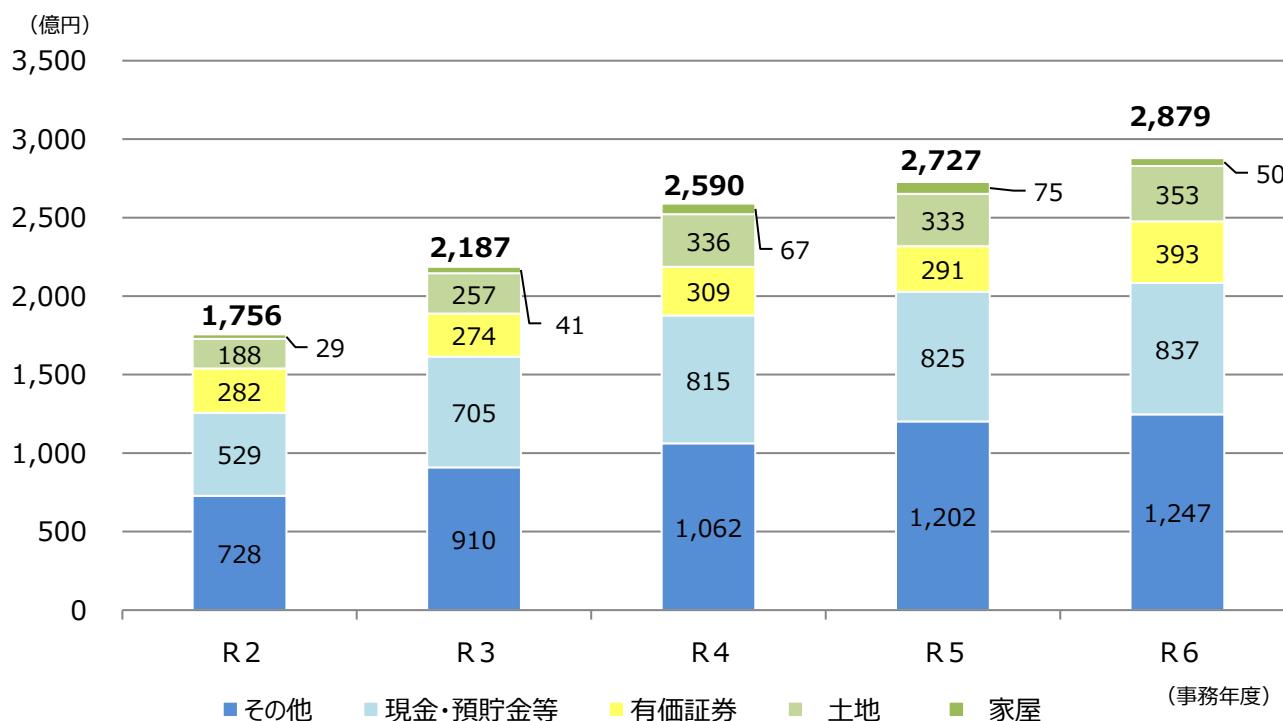
○ 調査事績に係る財産別非違件数（延件数）



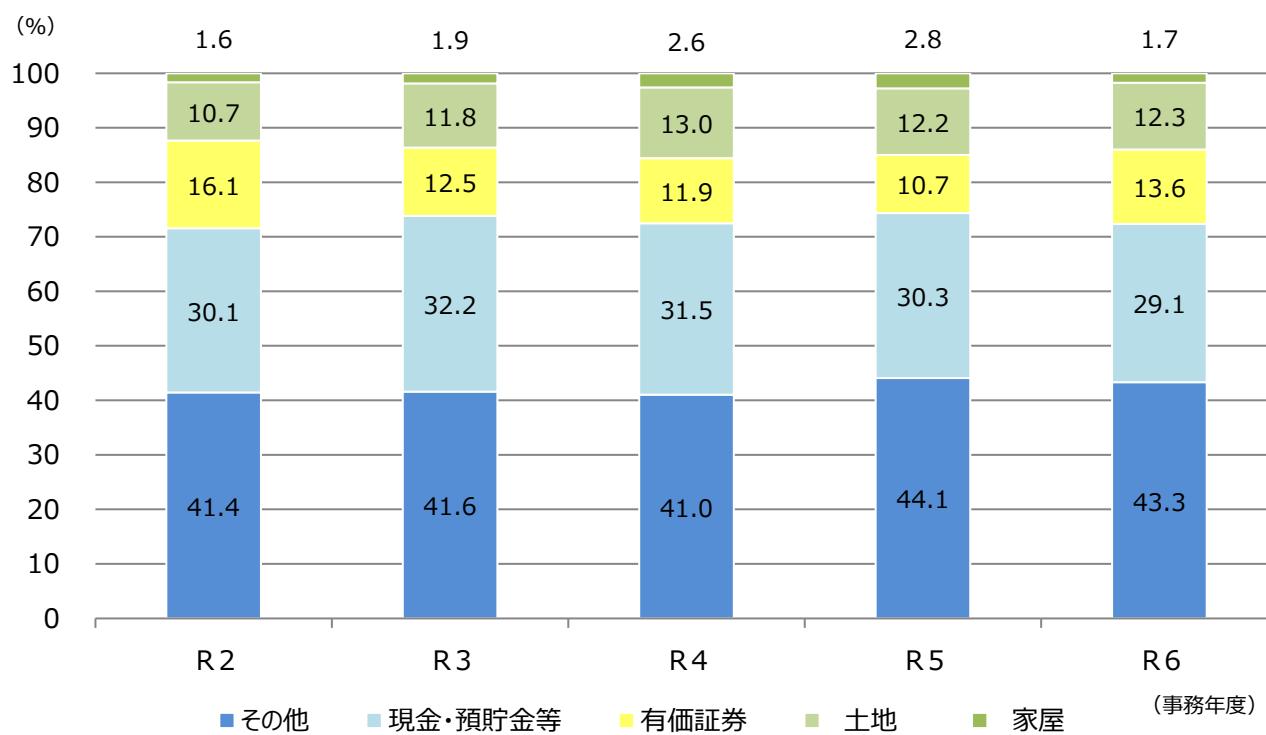
(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

III 参考計表

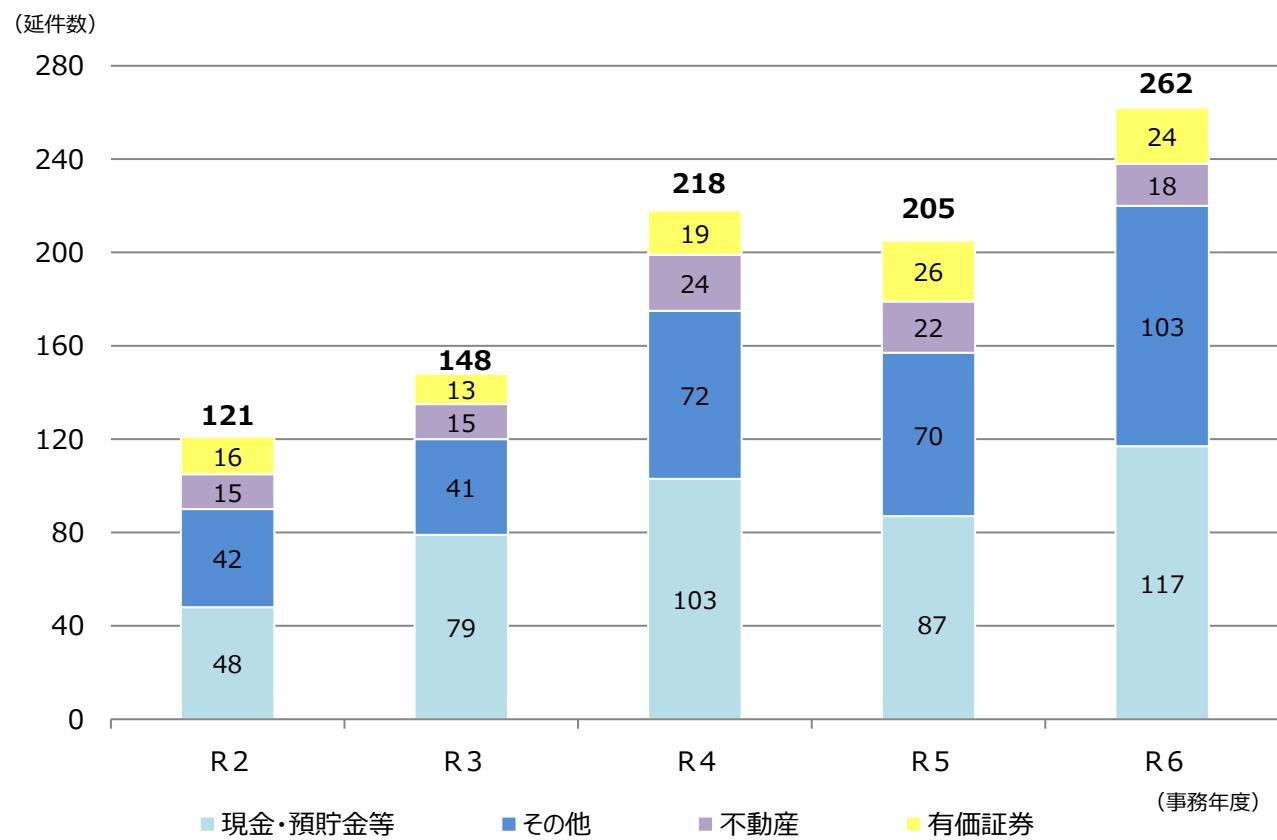
1 申告漏れ相続財産の金額の推移



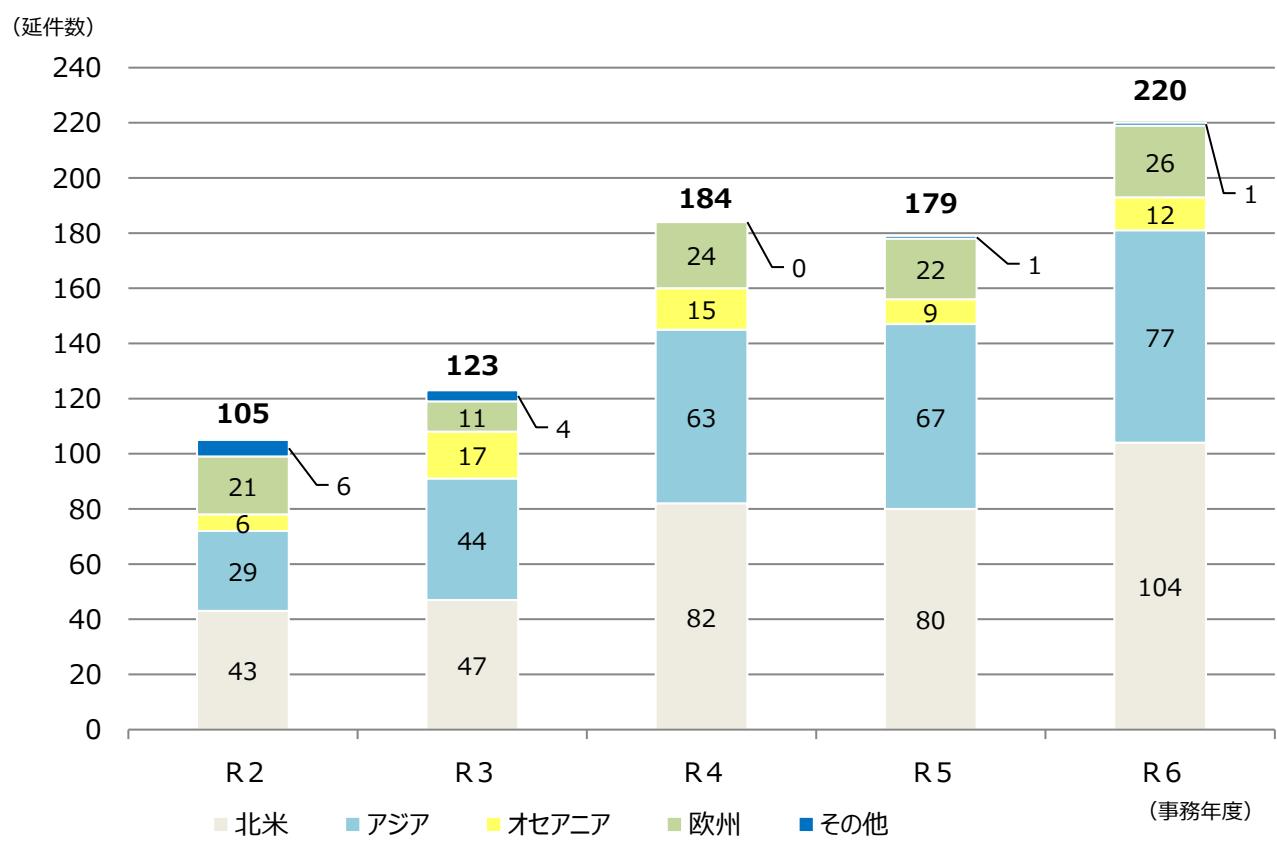
2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



3 相続税の海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



4 相続税の海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



IV 相続税調査事例

➤ 事例 1

相続開始前に引き出した多額の現金を相続人宅で保管の上、当該現金の存在を関与税理士に伝えず、申告から除外した事例

➤ 事例 2 (無申告)

相続開始前に被相続人の口座残高が相続税の基礎控除以下になるよう、相続人及びその家族名義の口座へ預金の移動を行い、相続税の納税を免れようとした事例

➤ 事例 3

被相続人から国外法人への貸付金について、その返済を被相続人の口座ではなく、被相続人が会長を務める国内法人の口座へ振り込ませることでその存在を隠ぺいし、申告から除外した事例

➤ 事例 4 (無申告)

連絡先の分からぬ国外居住の相続人に対し、粘り強い調査により接触することに成功し、課税に至った事例

【事例①】相続開始前に引き出した多額の現金を相続人宅で保管し、申告から除外した事例

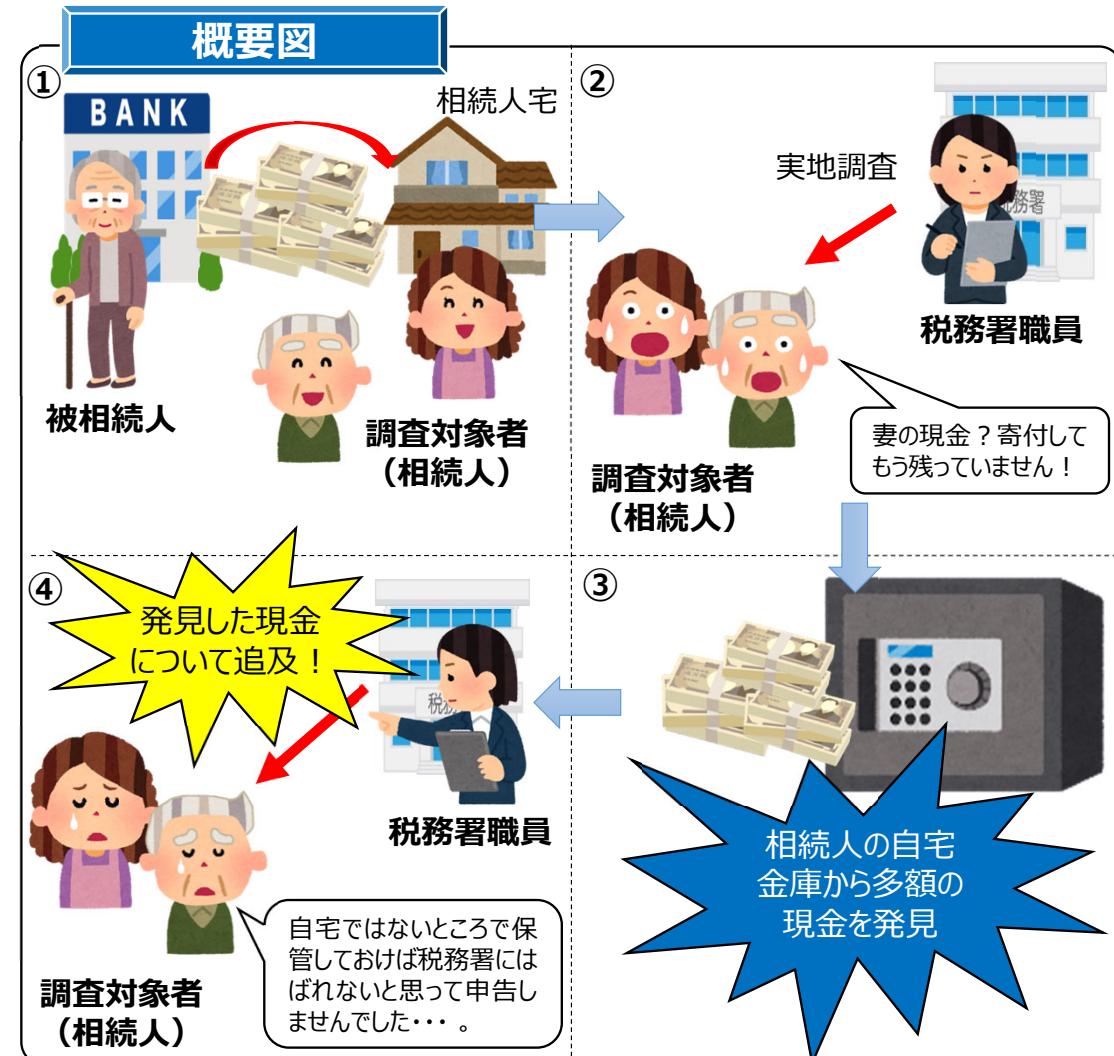
事例概要

被相続人名義の預金口座から、相続開始前に多額の現金が引き出されていたことから、その使途を解明するため、調査に着手した。

被相続人宅において臨宅調査を実施し、相続人らに引き出した現金の使途について聴取したところ、「寄付しており、残っていない」と回答する一方で、寄付先については答えないなど、曖昧な回答を繰り返した。そこで、被相続人宅に続き、相続人宅の現況調査を実施したところ、相続人宅の金庫内から多額の現金を発見した。

発見した現金について説明を求めたところ、相続人らは、被相続人の生前、被相続人と共に現金を引き出した上、相続人の自宅金庫内で保管しており、申告が必要であることを認識しながら、相続人の自宅で保管しておけば税務署に容易に把握されることはないと考えの下、税理士にもその存在を隠ぺいし、当該現金を除外して申告したことを認めた。

増差課税価格：約2億5千万円
追徴税額：約1億2千万円（重加算税有）



【事例②】相続開始前に家族名義の口座へ預金を移し、相続税の納税を免れようとした事例

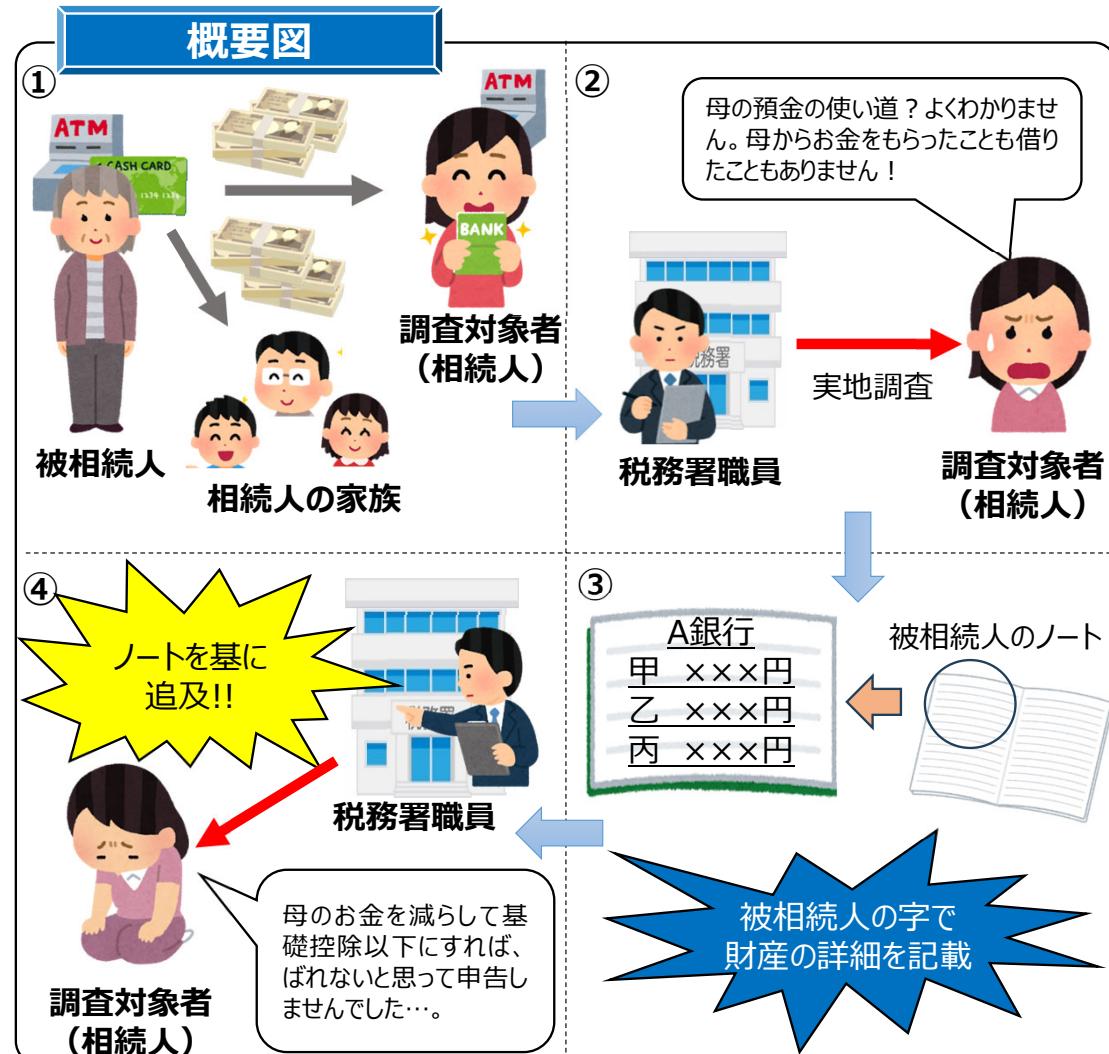
事例概要

被相続人名義の預金口座から、相続人やその家族名義の預金口座へ多額の預金が移動していることを把握したため、調査に着手した。

臨宅調査において、相続人に対し、被相続人名義の預金口座から出金した預金の使い道や、相続人及びその家族の預金の原資等について聴取したが、相続人は曖昧な回答に終始した。

現況調査に移行し、相続人及びその家族の取引金融機関や残高等が記載されたノートを発見したため、そのノートを基に再度相続人に説明を求めたところ、相続人は、相続税の納税を免れる目的で、被相続人の財産を相続税の基礎控除以下になるよう預金の移動を行い、税務署からの照会文書には財産は基礎控除以下であると虚偽の回答を行い、申告を行っていなかったことを認めた。

増差課税価格：約7億2千万円
追徴税額：約4億3千万円（重加算税有）



【事例③】国外法人への貸付金を申告から除外した事例

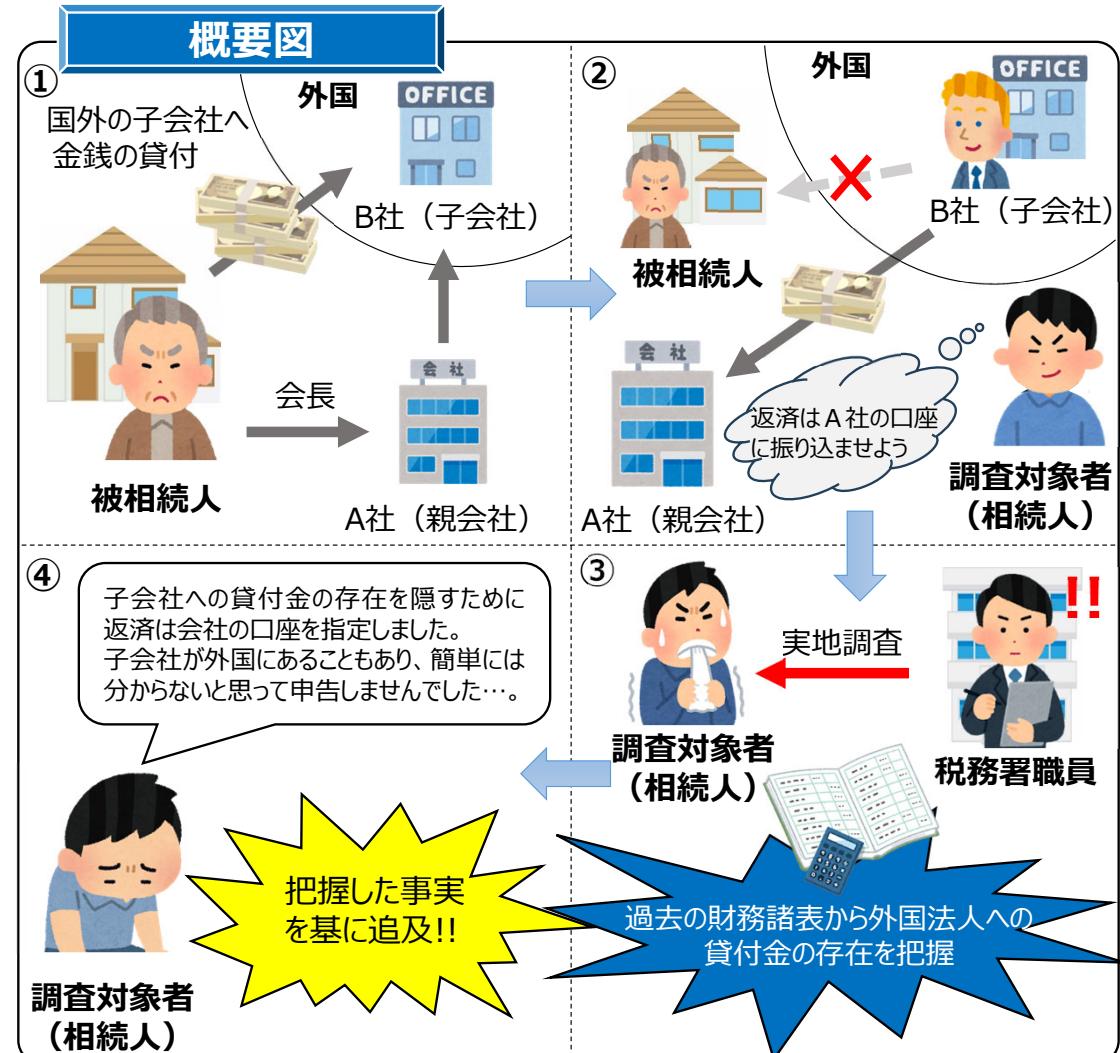
事例概要

被相続人の預金口座から多額の国外送金が行われていたが、それに見合う財産が申告されていなかったことから、実態解明のため調査に着手した。

臨宅調査において、被相続人が会長を務めるA社（国内法人）の子会社であるB社（国外法人）の財務諸表を確認したところ、被相続人からB社に対する貸付金があることを把握した。また、現況調査により発見した手帳から、相続人が当該貸付金の一部の返済をA社口座に振り込むようB社に指示している事実を把握した。

これらの事実について相続人に説明を求めたところ、B社への貸付金が相続財産になることを認識しながら、貸付金の返済はA社口座へ振り込ませることでその存在を隠ぺいし、関与税理士にも伝えず、相続財産から除外して申告したことを認めた。

増差課税価格：約4億4千万円
追徴税額：約1億8千万円（重加算税有）



【事例④】粘り強い調査により国外居住の相続人との接触に成功し、課税に至った事例

事例概要

部内資料から、相続税の申告が必要であると見込まれたが、無申告であったため、調査に着手した。なお、被相続人及び相続人は全員国外居住であり、国外の連絡先が不明であった。

調査着手後、相続人のうち一人につき、既に把握済みの国内連絡先へ繰り返し電話とともに訪問を続けたところ、一時帰国していた同相続人と接触することに成功した。

接触した際、同相続人から、すぐに国外に戻る予定であり、調査に応じる時間はないとの主張があったが、調査の必要性を説明して、調査実施の承諾を得た上で速やかに臨宅調査を実施し、被相続人の財産の解明を行った。

その結果、被相続人が基礎控除を超える財産を保有していたことを把握したため、同相続人に対し、申告が必要になる旨を説明。日本における税務手続きを円滑に進めるために納税管理人を選任するよう指導したところ、後日、納税管理人が選任され、期限後申告書が提出された。

増差課税価格 : 約 1 億円
追徴税額 : 約 3 百万円

